

7・25女性の権利デー

女性差別撤廃条約は日本において、1985年7月25日に発効。選択議定書の早期批准、総括所見の実施を求める宣伝行動を全国でとりくんでいます。

婦団連とOP-CEDAW アクション東京は、後楽園駅前で、宣伝行動をおこないました。



＜当日配布した宣伝チラシ＞

女性の権利デー 7月25日 40年前(1985年) 国連女性差別撤廃条約が、法的効力を発生した日!!



OPCEDAW ACTION! 女性の権利を国際基準に

連絡先 日本婦人団体連合会
Tel.03-3401-6147 Fax.03-5474-5585

男女賃金格差 男100:女75.8 賃金構造基本統計調査(2024年厚労省)

非正規雇用の割合 女53.2%男22.5% 2023年労働力調査(厚労省)

1985年7月25日、女性差別撤廃条約は、日本において法的効力を発生しました。その日、日本は新しい時代を迎めました。私たちは、これを記念して、7月25日を「女性の権利デー」とすることにしました。

今年2025年の日本のジェンダー・ギャップ指数は、148か国中118位と前年と同位であり、主要7カ国(G7)では最下位です。

男女賃金格差は、G7の中で最も悪く、女性差別撤廃条約選択議定書の批准・選択的夫婦別姓導入・同性婚の法整備も実現できていません。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、日本政府に対し、4回目となる女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を勧告しています。

女性差別撤廃条約を活かして女性の権利を国際基準にしていきましょう。



7.25 女性の権利デー シンポジウム 2025 女性の権利を国際基準に!
女性差別撤廃条約批准40周年記念

やっぱり必要! 独立した国内人権機関

日時:7月25日(金)18:30~20:40 (開場18:15)
会場:文京シビックセンター4階 シルバーホール/オンライン同時開催
参加費:無料